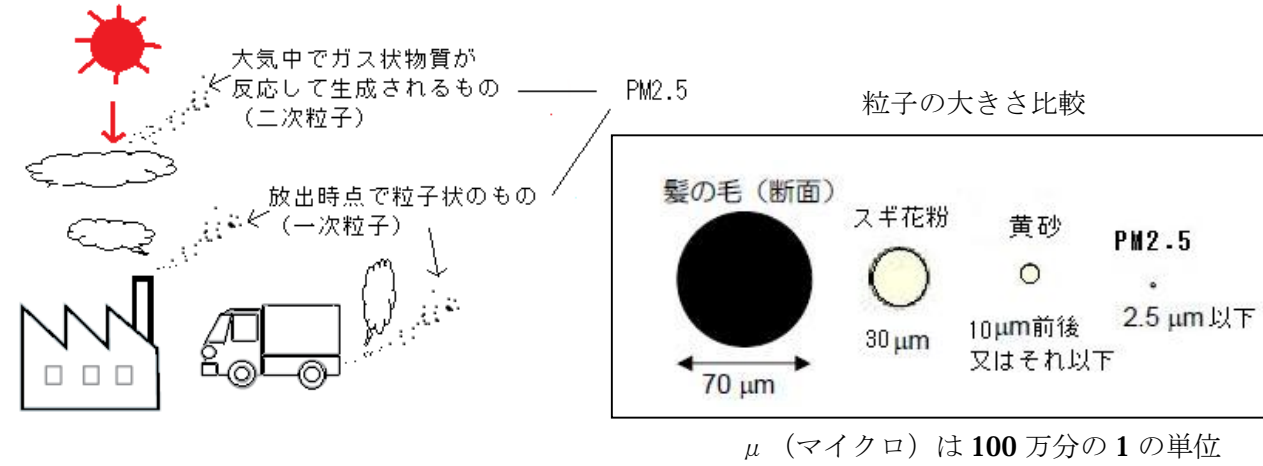


微小粒子状物質 (PM_{2.5}) について

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) とは

○PM_{2.5} とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm (マイクロメートル) 以下の微小な粒子



微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に係る環境基準

○環境基準

1 年平均値が 15 μg/m³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μg/m³ 以下であること

(国における対策の経緯)

H21 年 9 月 3 日: 中央環境審議会「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について」を答申

- ・ 肺胞に到達し、沈着し、粒子状物質が呼吸器系への影響を来す

— 中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会報告

H21 年 9 月 9 日: 環境基準告示

- ・ 数値が超過した場合でも、直ちに人の健康に影響が現れるというものではない。

H22 年 3 月 31 日: PM_{2.5} の常時監視について事務処理基準を策定

H22 年 10 月: 標準分析法と等価な値が得られる自動測定機の認定

常時監視測定結果について

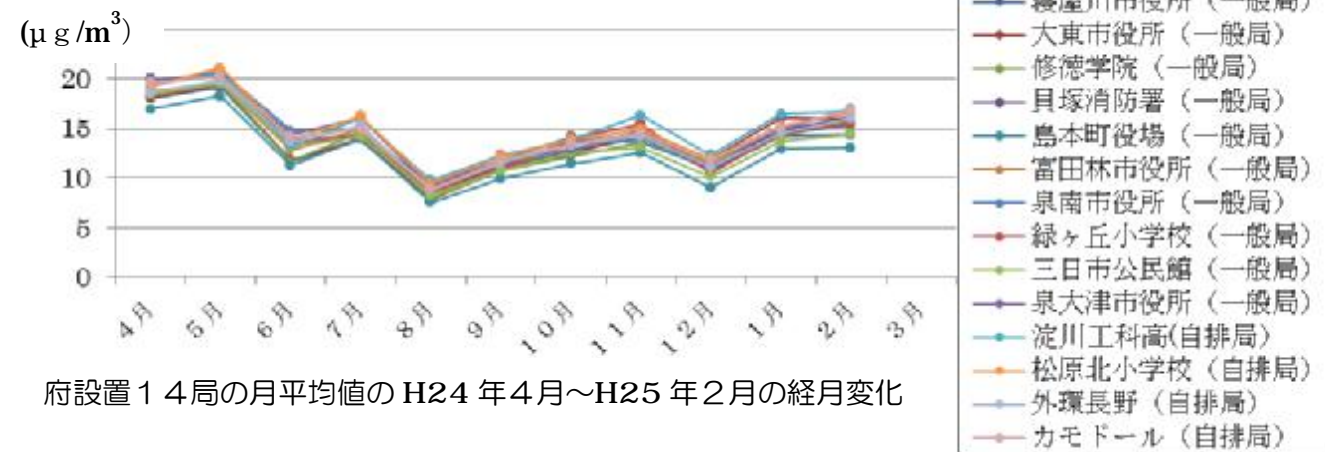
◆大阪府域における常時監視

平成 25 年 3 月 1 日現在、府域の PM_{2.5} の常時監視局は 41 局

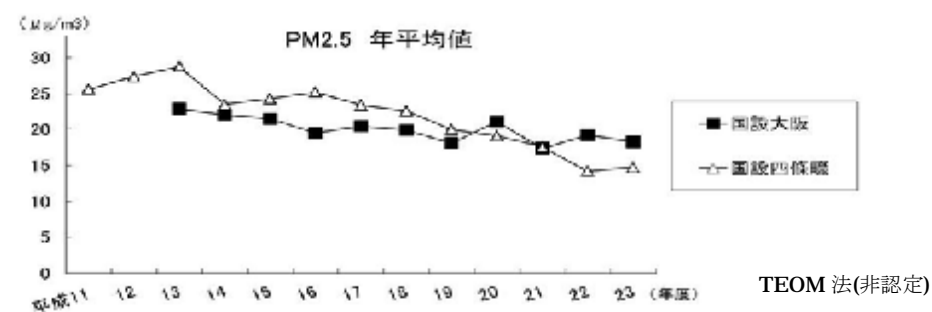
一般局	26 局
自動車排ガス局	15 局

◆平成 24 年度の常時監視結果 (府速報値)

測定が 1 年間に満たないため、年平均値の評価はできないが、これまでのところ環境基準とほぼ同じ水準



(参考) なお、平成 11 年度から測定している局のデータでは、濃度減少傾向にある。



高濃度が予測される場合の注意喚起

◆環境省の専門家会合が示した暫定指針

○暫定指針値 (健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準): 日平均値 70 μg/m³

- ・ 注意喚起は 1 時間値の複数時間の平均値 (複数測定局の中央値) が 85 μg/m³ を超える場合

○注意喚起時の行動の目安

- ・ 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- ・ 高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。

◆府の対応

○午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値を一般局ごとに算出し、地域ごとの平均値の中央値が 85 μg/m³ を超過した場合に注意喚起

- ・ 地域ブロック (一般環境測定局の数)

北摂 (4 局)、北・中河内 (4 局)、大阪市 (5 局)、堺市 (5 局)、南河内 (3 局)、泉州 (3 局)

○注意喚起が必要となった場合、防災情報メールで配信。ホームページでの表示や報道提供も

注意喚起以外の府の対応

○これまで実施してきた府域の粒子状物質全体の削減対策を着実に進める。

- ・ 固定発生源対策: 大気汚染防止法や府条例によるばいじん・NO_x・VOC 規制
- ・ 移動発生源対策: 大気汚染防止法、自動車 NO_x・PM 法、府条例の流入車規制

○測定データの蓄積をより図っていくとの観点から、測定局順次増設

○調査研究

- ・ 成分分析データから府域の発生源別寄与割合を推計し、発生源対策のあり方検討に資する。
- ・ 広域移流と地域影響の関係などに関する環境農林水産総合研究所等の研究成果を整理・活用し、越境汚染の状況を把握。